

いみず市民交流プラザ 指定管理者募集要項



令和 8 年 8 月

射水市

目次

目次

I 施設の概要	3
1 名称	3
2 所在地	3
3 設置目的	3
4 施設の概要	3
5 設備・備品の内容	4
6 利用状況等	4
II 募集に関する事項	4
1 募集の趣旨	4
2 条件等	4
3 応募・選定手続	12
III 指定管理者の指定及び協定の締結	17
1 指定管理者の指定	17
2 協定の締結	17
IV その他	18
1 スケジュール	18
2 その他留意事項	18
3 添付書類	19

いみず市民交流プラザ指定管理者募集要項

I 施設の概要

1 名称

いみず市民交流プラザ

(ネーミングライツ等による愛称：救急薬品市民交流プラザ)

2 所在地

〒939-0351 富山県射水市戸破 4 2 0 0 番地 1 1

3 設置目的

いみず市民交流プラザは、地域福祉、生涯学習等の分野において市民が交流できる場を創出し、もって市民生活の向上及び地域の活性化を図ることを目的として設置されている施設です。

4 施設の概要

建築年度	昭和 53 年建築（令和元年改築、改修）
建物の構造	本館（改修部分）：鉄筋コンクリート造 地上 3 階、地下 1 階 本館（改築部分）：鉄骨造 地上 2 階 別館：地上 1 階
敷地面積	5,170.83 m ²
延床面積	3,104.03 m ²
建築面積	1,766.17 m ²
施設内容	1 階：事務室、ふれあいホール 1・2、ミーティングルーム、キッチンスタジオ、和室 1・2、研修室 3 階：会議室 1 A、会議室 1 B、会議室 2 A、会議室 2 B 別館：ホール、和室 1、和室 2 ※2 階：入居団体事務所（入居団体：射水市商工会、射水市社会福祉協議会、射水市心身障害者連合会、いみず元気クラブ、射水保護司会）
開館時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで ※指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て変更することができます。

休館日	年末年始（12月29日から翌年1月3日まで） ※指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て変更することができます。
-----	---

5 設備・備品の内容

いみず市民交流プラザの管理業務仕様書 別表2のとおりです。

6 利用状況等

過去の利用者数、利用料金収入

年度	令和5年度（※）	令和6年度	令和7年度
利用者数	69,932人	77,256人	84,519人
利用料金収入	8,177,130円	10,064,630円	11,296,970円

（※） 令和5年度は直営で施設管理をしていた実績です。

II 募集に関する事項

1 募集の趣旨

いみず市民交流プラザでの市民活動の活性化及び交流促進と、住み良い地域社会づくりの推進を図るため、いみず市民交流プラザの管理に指定管理者制度を導入するものであり、「射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年射水市条例第3号）」（以下「条例」という。）に基づいて、指定管理者候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。

- ① 指定期間中、安定的に管理運営することが可能なノウハウや実施体制、経営基盤が確保できる法人等の団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人による申請はできません。）。
- ② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職であるもの。以下同じ。）が、次のア～カのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

- ウ 市税等を滞納している者
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- オ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
- ③ 申請する法人等の役員が次に掲げるア、イのいずれにも該当しないこと。
 - ア 民法第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられている者（執行猶予中の者を含む。）
- ④ 別紙 1「公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除について」の排除措置の該当事項に該当しないこと。
 - ※ 共同体で申請する場合、すべての構成員が上記の全要件を満たす必要があります。
 - ※ 指定管理者として指定された場合、申請の時点から指定管理期間の満了時まで継続して上記の要件を満たしている必要があります。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添業務管理仕様書参照）

- ① いみず市民交流プラザの維持管理に関する業務
- ② いみず市民交流プラザの利用の承認に関する業務
- ③ いみず市民交流プラザの利用料金の徴収に関する業務
- ④ その他別添仕様書に記載する業務

(3) 管理の基準

- ① 休館日 年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで）
- ② 開館時間 午前 9 時から午後 9 時 3 0 分まで
- ③ 管理の基準に関する提案について

上記①、②で定める休館日及び開館時間を上回る基準（開館時間の延長等）で、公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた基準で管理することを前提に作成してください。ただし、この場合においても、当該公の施設の管理に係る経費（以下「指定管理料」という。）は、下記(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。

④ 関係法令等の遵守

地方自治法等関係法令、いみず市民交流プラザ条例（令和元年射水市条例第45号）等を遵守し、適正な管理を行う必要があります。

⑤ 個人情報の適切な取扱い

指定管理者は、指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、保護を図るために、射水市個人情報保護法施行条例（令和5年射水市条例第1号）に基づき、必要な措置を講ずる必要があります。

⑥ 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、事前協議書を市に提出し、市の承認が得られれば、委託することができます。なお、施設の使用許可及び利用料金に関する業務については、第三者へ委託することはできません。

⑦ 守秘義務

指定管理者は指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

⑧ 情報公開

指定管理者は、指定管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示や提供の申出があった場合のために、射水市情報公開条例（平成17年射水市条例第20号）に基づき、必要な措置を講じるよう努める必要があります。

(4) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

※ 指定期間途中で、市の政策等により施設が廃止となる場合、施設の廃止日をもって指定期間は満了することとします。その場合、市には違約金等の支払い義務は発生しないものとします。

(5) 管理に係る経費

① 指定管理料の上限額 令和9年度～令和13年度

	年額（税込）	合計
指定管理料上限額	14,980 千円	74,900 千円

- ・ 申請に当たっては、上記の上限額の範囲内で年度ごとに指定管理料を提案してください。
- ・ 上記の指定管理料の上限額には、公の施設に係る修繕費は含みません。
- ・ 上記の指定管理料の上限は、管理に係る経費の総額から、利用料金等収入見込

額を控除した額となっています。

- ※ 指定期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、指定管理料の上限額及び年度協定で定める額について、市と指定管理者との協議の上、所要の変更を行うものとします。

(参考) 管理に係る経費

	年額 (税抜)
管理に係る経費 (a)	24,915 千円
利用料金等収入見込額 (b)	11,297 千円
指定管理料上限額 (a-b)	13,618 千円

(参考) 過去3年間の管理に係る経費 (修繕費を除く。)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
管理に係る経費 (税抜)	81 千円	13 千円	59 千円

② 指定管理料の支払方法

年間の指定管理料は、原則として4回に分けて支払います。

なお、支払時期や方法については、別途締結する年度協定書で定めます。また、社会経済情勢の変化等に伴い、指定管理者から支払月の変更の申出があった場合は、協議の上、支払月を変更することができるものとします。

	4 月	7 月	10 月	1 月
支出額	指定管理料の 30%	20%	30%	20%

- ※ 指定管理者の自主的な経営努力を促す観点から、指定管理料に余剰金が生じても、原則として精算は行いません。ただし、新設施設で経費や収入の正確な見積もりが困難な場合や、経費が大きく増減することが見込まれる場合は、あらかじめ市と指定管理者の協議の上、精算を行うことができるものとします。

③ 修繕費について

- ・ 修繕費は、年額 220 千円 (税込) です。
- ・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1 件 220 千円未満の修繕については、原則として指定管理者が執行することとします。なお、1 件 220 千円以上の修繕については、市で行うこととします。

- ※ 年間の修繕費については、4月に支払いますが、年度終了後に精算し、不用額が生じた時は、市の指定する方法で返還するものとします。

- ※ 指定期間中に消費税及び地方消費税の税率が変更された場合は、修繕費の上

限額及び年度協定で定める額について、市と指定管理者の協議の上、所要の変更を行うものとします。

(参考) 過去 3 年間の修繕の件数 (1 件 22 万円未満・税込)

年 度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	4 件	8 件	6 件
支 出 額	64,350 円	233,258 円	278,900 円
主 な 修 繕 内 容	コードリール修繕、別館 柱・梁接合部補強修繕、地下 1 階感知器修繕	大型掃除機の消耗部品交換、研修室ブラインド破損修繕、1 階手動開閉装置交換 等	排水管取替工事、エレベーターの部品交換、避雷器取替 等

④ 留意事項

指定期間における指定管理料の上限額は、災害等不測の事態の発生など、特段の事情がある場合を除き、原則として、増額しません。

(備品購入について)

公の施設の備品(射水市物品管理規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する備品)については、市で購入することとします。

なお、指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前協議書を市に提出し、市の承認を得る必要があります。ただし、指定期間の満了時等においては、条例第 9 条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。なお、原状回復義務について市の承認を得た時は、この限りではありません。

指定管理者は、射水市に帰属する備品について、処分等を行う必要がある場合は、市と事前に協議することとし、当該物品の異動があったときは、その都度、市に報告するものとします。

(経理について)

指定管理者は、指定管理業務に係る資金の収支については、他の会計とは区分して経理し、独立した口座により管理することとします。

(6) 利用料金制について

いみず市民交流プラザについては、地方自治法 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制を採用します。

利用料金は、いみず市民交流プラザ条例第 9 条の規定により、同条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。また、自主事業等による収入につ

いても、指定管理者の収入となります。

なお、令和9年度から令和13年度までの年間利用料金等収入見込額は、11,297千円／年とします。

(7) 指定管理者と市とのリスク分担

指定管理者と市とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとします。次表に記載のない事項については、市と指定管理者で協議することとします。

項 目		指定管理者	市
施設の通常の維持管理・運営		○	
施設内の設備・備品の維持管理		○	
施設、備品の小規模な修繕（1件220,000円未満）		○	
施設、備品の大規模な修繕（1件220,000円以上）			○
指定管理者が自ら調達した備品の修繕等		○	
施設に係る火災保険への加入			○
施設に係る損害賠償保険への加入 ※1		○	○
物価変動に伴う経費の増加 ※2		○	
不可抗力に伴う経費の増加			○
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）※3		○	
利用者等への 損害賠償	指定管理者に帰責事由があるもの	○	
	市に帰責事由があるもの		○
個人情報の漏洩（指定管理者の故意又は過失によるもの）		○	
自主事業運営に関するもの		○	

※1 指定管理者が、施設内で自主事業を実施する場合等、市が加入している「市民総合賠償保険」の対象とならない事項については、必要に応じて、指定管理者自身で必要な保険に加入してください。

※2 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

※3 利用者の減少が、新たな感染症の流行等、不可抗力による場合は、指定管理者と市で協議して決定するものとします。

なお、指定管理者が故意又は過失により利用者に損害を与えた場合において、市がその損害を賠償したときは、国家賠償法の規定により、指定管理者に対して求償権を行使することがあります。

(8) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、市へ定期報告書及び添付資料として必要な書類を提

出する必要があります。

① 報告書の記載内容

ア 施設の管理状況に関する事項

イ 施設利用者数や利用料金収入額等施設の利用状況に関する事項

ウ 自主事業の実施状況や管理に係る収支状況等その他必要な事項

② 提出期限

毎月 10 日まで

③ 提出方法等

地域福祉課へ 1 部提出

(9) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、条例第 7 条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書及び添付資料として必要な書類を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容

ア いみず市民交流プラザの管理業務の実施状況に関する事項

イ いみず市民交流プラザの利用の状況に関する事項

ウ いみず市民交流プラザの利用料金収入の実績に関する事項

エ その他いみず市民交流プラザの管理の業務に係る経費の状況に関する事項

オ 利用者アンケートに関する事項

② 提出期限

毎年度終了後、1 か月以内

③ 提出方法

地域福祉課へ 1 部提出

(10) 市の調査・評価等に対する協力

市では、指定管理者制度導入施設に係るモニタリングを実施しています。指定管理者は、利用者アンケートを実施し、その結果を事業報告書に記載していただきます。

市は、毎年度終了後に指定管理者から事業報告書の提出を受けた後、施設の管理運営状況について業務状況評価を実施し、その結果を公表します。

また、年に 1 回以上実地調査を行うほか、必要に応じて当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、必要な調査や指示をする場合があります。指定管理者は、これらの必要な調査等に協力するものとします。

(11) 監査委員による監査

市の監査委員が必要であると認めるときは、指定管理者によるいみず市民交流プ

ラザの管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。

(12) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

上記(10)の市による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、市は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

② 指定が取り消された場合等の損害賠償

前記①により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部又は一部が停止された場合、指定管理者は、指定取消し等によって生じた損害について、市に賠償するものとします。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び市の責めに帰すことができない事由により、事業継続が困難となった場合は、施設管理の可否について両者協議の上、市は、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

(13) 保険の加入

指定管理者は、自らが負うリスクに対し、必要な保険に適切な範囲で加入するものとします。

なお、保険に加入した場合は、保険契約及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに提出してください。保険契約を更新又は変更した場合も同様とします。

① 火災保険

市は、いみず市民交流プラザについて建物総合損害保険に加入し、保険料を支払います。ただし、指定管理者の責めに帰すべき理由により市が損害を受けたときは、その賠償について請求するものとします。

② 賠償責任保険

市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」の平成23年度制度改正により、すべての指定管理者を当該保険の被保険者としてみなすことができるようになりましたが、指定管理者の自主事業による活動は対象外となります。そのため、指定管理者独自で保険に加入するなど、指定管理者による損害賠償の履行を確保する必要があります。その他、指定管理期間中に必要な保険については、適宜指定管理者自身で加入してください。

(全国市長会市民総合賠償補償保険の補償内容)

身体賠償	1 名につき	1 億円
	1 事故につき	10 億円
財物賠償	1 事故につき	2,000 万円

(14) 指定管理者による自主事業等の提案

自主事業の実施

指定管理者は、施設の管理運営業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、実施できる事業は、「自主事業に関する提案書」(様式第4号)を市へ提出し、市の承認を得たものに限ります。なお、自主事業を実施する場合には、次の点に留意してください。

- ・ 自主事業の内容が、いみず市民交流プラザの設置目的に沿ったものであること。
- ・ 事業の実施に当たって、他の利用者の支障とならないこと。
- ・ 市が支出する指定管理料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと。
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ・ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること。
- ・ 自主事業の経理は、指定管理業務と区分して経理すること。

(15) 施設の優先使用

- ① 本市における公の施設は、災害発生時において、避難場所、物資集配拠点等として重要な役割を担うことが想定されています。災害時に市が緊急に避難場所としていみず市民交流プラザを使用する必要があると認めるときは、指定管理者は市の指示に基づき、優先して避難者を受け入れてください。
- ② いみず市民交流プラザは、国政及び地方選挙実施時における投票（又は開票）の会場として予定されていることから、選挙時の対応について、射水市選挙管理委員会と協議を行ってください。

3 応募・選定手続

(1) 募集

募集要項等の関係書類は、令和8年8月25日（火）から担当窓口（市役所1階地域福祉課）で直接配布するほか、本市ホームページからダウンロードできます。

<ホームページアドレス>

<https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=27008>

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類をA4縦ファイル（左側に2穴）に綴り、インデックスを付けて提出してください。

なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支計画書（様式第3号の1、第3号の2）

エ 自主事業に関する提案書（様式第4号）

オ 誓約書（様式第5号）

カ 代表者等の名簿（「射水市の公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する合意書の取扱要領（平成19年射水市告示第10号）」に基づき、代表者・役員の役職、氏名、住所、生年月日を記載した名簿を提出してください。）

キ 法人などの概要を記載した書類

ク 法人などの組織図、役員名簿

ケ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

コ 法人の登記事項証明書

サ 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3か月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類）

※ 書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類

シ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにする書類

ス 納税したことを証明する書類（滞納がないことを証明する書類）

セ 共同体として申請する場合は、共同体の構成団体及び代表者、協定書、役割分担、業務実施体制、責任分担が明らかとなる書類

※ 共同体の場合は、キ～スに関する書類をその全構成員について提出すること。

② 提出部数 正本1部 副本8部

③ 提出先及び提出方法

以下の提出先に持参又は郵送で提出してください。なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。

(提出先)

射水市福祉保健部地域福祉課福祉政策係 (射水市庁舎 1 階)

〒939-0294 射水市新開発 4 1 0 番地 1

④ 提出期間

- ・ 令和 8 年 8 月 2 5 日 (火) 午前 9 時から 9 月 2 5 日 (金) 午後 5 時まで
(持参での提出受付時間は土日祝祭日を除く午前 9 時から午後 5 時までです。)
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後 5 時までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

(指定管理者候補者選定までの著作権)

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理者候補者の選定後の著作権)

指定管理者候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権は、指定管理者候補者に選定された時から市に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出及び差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は射水市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等不開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(共同体による申請に関する事項)

複数の法人等で構成する共同体 (以下「共同体」という。) も申請を行うことができます。

共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質問事項の受付

① 質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内に「質問書」(別紙 2) に記入の上、電子メール又は F A X にて提出してください。
- ・ 質問事項の他に申請団体名 (共同体で申請する場合は代表者名)、申請団体の

所在地、電話番号、FAX番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。

- ・ 回答期日に募集要項を配布した方のすべてに対して、提出された質問及び質問への回答を電子メール又はFAXにて送付します。

② 質問受付期間

令和8年8月25日（火）から9月9日（水）午後5時まで

③ 質問への回答日

随時回答します。

(4) 現地説明会

現地説明会は、必要に応じて開催します。

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

指定管理者の選定に係る審査については、「射水市社会福祉施設指定管理者候補者選定委員会」において行いますが、申請者は、選定委員会において、提出書類の内容について、プレゼンテーションを行っていただくほか、委員によるヒアリングに対応していただきます。審査は、10月上旬に行う予定で、非公開とします。

② 審査基準

審査に当たっては、審査基準に基づき採点し、その得点が最も高かった者を指定管理候補者として選定することとします。

なお、次の審査基準に基づいた得点の合計点が、満点の6割に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しないこととします。

《審査基準》

審査基準	審査の視点	判定
1 市民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	市民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】（10点） a 施設の設置目的を認識し、運営方針が施設の設置目的に合致しているか。 b 事業計画書等が施設の保守点検等の維持管理業務及び安全管理は適切に実施できる内容となっているか。	50点

	【サービスの向上】（１５点） a 自主事業の内容が施設の設置目的に合致しており、かつ利用者にとって魅力的なものとなっているか。 b 利用者のニーズを把握し、改善に結びつける方策がとられているか。 c 管理運営全般について定期的に自己評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	
	【施設効用の最大化】（１０点） a 事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。 b 施設利用を促進させる方策（営業・広報活動等）が提案されているか。	
	【地域活性化の取組】（１５点） a 市内在住者の雇用や市内事業者の活用など、地域資源を活用する提案があるか。 b 地域や関係機関等との連携や協働による事業を展開し、地域価値の向上を図る内容であるか。	
3 管理運営経費の削減等 (条例第４条第２号)	【管理運営に係る収支の内容と的確性】（２０点） a 提示された指定管理料の範囲内において、事業の実施、施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれており、健全な運営が確保されているか。 b 経費の節減のための効率的な管理運営の創意工夫が示されているか。 c 管理経費の積算基準が、明確な積算根拠を基に示されているのか。 d 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか。	２０点
4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第４条第３号)	【安定した基礎能力】（１０点） a 団体の経営状況に問題はないか。また、施設管理運営の経験があるか。 b 指定管理業務を安定的かつ確実にを行うための経理的基礎を有しているか。	３０点
	【安定した人的管理能力】（１０点） a 管理を行うための人員配置、責任体制及び管理監督体制（労働関係法令等の遵守を含む）は適切か。 b 職員の資質・能力向上を図るための研修、体制が図られているか。	

	【適切な管理体制】（１０点） a 日常の安全対策や事故発生時の対応、非常災害時の危機管理体制などが、十分に考えられているか。 b 個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。	
	合 計	１００点

③ 審査結果

審査結果については、審査が終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。

なお、審査の結果概要については、市のホームページ等で公表することとします。

III 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて市議会の議決を経た上で、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との協定を締結することとします。

(1) 基本協定

指定期間を通じて適用する基本的な事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 指定管理料、修繕費の額に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業報告等に関する事項
- ⑥ 市と指定管理者のリスク分担に関する事項
- ⑦ 自主事業に関する事項
- ⑧ 経理区分に関する事項
- ⑨ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑩ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑪ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑫ 不可抗力発生時の対応及び避難所等としての使用に関する事項
- ⑬ 管理の業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑭ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑮ 事故対応マニュアル等の作成に関する事項

- ⑯ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑰ 権利義務の譲渡及び一括再委託の禁止
- ⑱ その他必要と認める事項

(2) 年度協定

年度ごとに取り決めるべき事項について、年度協定を締結します。

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料の額及び支払方法に関する事項
- ③ 修繕費の額及び支払方法に関する事項
- ④ その他必要と認める事項

IV その他

1 スケジュール

実施時期	事務内容
令和8年8月25日（火）	指定管理者募集開始（申請書受付開始）
必要に応じて	現地説明会の開催
令和8年8月25日（火）～ 令和8年9月9日（水）	質問の受付期間
随時	質問の回答
令和8年8月25日（火）～ 令和8年9月25日（金）	申請書等の受付期間
令和8年10月上旬	指定管理者候補者の選定（選定委員会）
令和8年10月中旬～	指定管理者候補者との協議 指定管理者候補者と仮協定書の締結
令和8年12月	市議会12月定例会（指定管理者指定の議案提出、議決）
議会終了後	指定管理者の指定及び告示 協定書の作成 指定管理者との基本協定書（本協定書）の締結
令和9年4月1日	指定管理者によるいみず市民交流プラザの管理開始

2 その他留意事項

- (1) 指定期間終了後又は指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を提供していただきます。
- (2) 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営に当たっては、関係法令及

び関係条例等を遵守してください。

(3) 市内雇用者の確保及び市内事業者等の活用について

適正な履行の確保を図ることができる範囲において、指定管理業務に伴う雇用に当たっては、市内から積極的に雇用するとともに、修繕等の発注、物品又は役務の調達に当たっては、市内事業者等の活用に努めてください。

(4) 令和8年度において施設条例を改正し、令和9年度からの使用料を見直すこととしています。これに伴い、令和11年度（以降）の年度協定では、令和9年度の実績に基づき指定管理料を再算定し、必要があれば反映した金額で締結しますのでご留意ください。

3 添付書類

- (1) いみず市民交流プラザ管理業務仕様書
- (2) 指定申請書（様式第1号）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 収支計画書（様式第3号の1、様式第3号の2）
- (5) 自主事業に関する提案書（様式第4号）
- (6) 誓約書（様式第5号）
- (7) 公の施設の管理の業務からの暴力団関係者の排除について（別紙1）
- (8) 質問票（別紙2）
- (9) （参考）いみず市民交流プラザ条例及びいみず市民交流プラザ条例施行規則

問い合わせ先

射水市福祉保健部地域福祉課福祉政策係

（事務担当：宮崎、荒屋）

電話：0766-51-6625 FAX：0766-51-6657

メールアドレス：chiiki@city.imizu.lg.jp